

第94回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「会社の現況」のうち
「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び
当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「株主資本等変動計算書」

計算書類の「個別注記表」

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

蛇の目マシン工業株式会社

当社は、第94回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。
(当社ウェブサイト https://www.janome.co.jp/ir/ir_meeting.html)

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築のため、2006年5月9日開催の取締役会において「内部統制システム基本方針」を定め、適宜、見直しを実施しております。また、当社は、この基本方針に沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、運用状況をモニタリングしております。

当事業年度末日現在の本体制に関する概要及び当期の運用状況は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正性、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令、定款等を順守する経営をより強固なものとしてまいります。

そのため、本方針を定め、以下の内部統制に向けた管理体制を運用してまいります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) 全ての役職員が「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指し、常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会・文化の向上に貢献する」という企業理念のもと、「ジャノメグループ行動憲章」を定め、あらゆる法令・社会的規範を厳格に順守し、公正・透明な企業活動を展開してまいります。

ロ) 指名・報酬等諮問委員会を設置し、取締役等の指名、報酬等に関する重要事項を審議し、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保いたします。

ハ) コンプライアンス委員会、PL（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会等を設置し、社外からのメンバーを加え迅速かつ効率的な運営を行い、定期的にと取締役会・常務会に報告いたします。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査等委員会に報告いたします。

・コンプライアンス委員会

取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議いたします。

・PL委員会

取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議いたします。

・内部通報委員会

取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、速やかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処いたします。

・個人情報管理委員会

取締役を委員長に、社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施いたします。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、速やかに厳正なる対応を行います。

・リスク管理委員会

取締役を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理計画の企画、立案ならびにリスク調査を行い、対策等について審議いたします。

ニ) グループ全体の経営をより適正に推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的開催し、グループ各社の業務執行に関する報告、情報交換を行い、コンプライアンス経営についての意思統一を図ります。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、重要情報の報告と共有化を通じて業務の適正化を図ります。なお、重要な事象が発生した場合には、蛇の目ミシン関係会社管理規定に基づき、速やかに当社へ報告を行うことといたします。

- ホ) 内部監査室は、当社グループの内部統制、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況確認・監査を行っており、内部統制状況等を定期的に取り締役会・監査等委員会に報告いたします。
- へ) 当社グループは、役職員等が法令等違反行為について直接通報を行うことができる体制を整備しております。本体制を社内規定等に基づき適切に運用し、通報があった場合は必要な措置を講じてまいります。

(当該体制の運用状況)

当期においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、法令・社内規定等の順守状況を審議し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認いたしました。

PL委員会は12回開催し、当社が販売する商品・サービスについて、その不具合・欠陥に関する情報を収集・分析し、その原因を追究するとともに品質管理に努めました。

内部通報委員会は、通報窓口からの報告を受けた後、遅滞なく、その通報内容に関する事実関係について、調査する必要性の有無の判断や、是正措置等の検討を行っております。当期は、調査を要する通報として2件取り上げましたが、内部通報委員会にて調査内容を審議した結果、是正措置等を講ずべき不適切な点はありませんでした。

個人情報管理委員会は4回開催し、会社を取り扱うすべての個人情報について、その適切な保護、管理体制の構築ならびに維持、管理状況の検証・監査を行いました。また、従業員に対する教育・啓発として社内研修を1回開催いたしました。

リスク管理委員会は2回開催し、当社及びグループ各社のリスク評価を行い、情報を共有し、その管理、低減に努めました。

グループ社長会は4回、グループ各社出席の国際会議は、生産及び品質の目的ごとにそれぞれ1回開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

②取締役の職務執行の効率性の確保

- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行います。
 - ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定いたします。
 - ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行います。
- ニ) グループ各社の自主性と独立性を確保するなかで、グループ経営計画を策定し、事業年度ごとにグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めグローバルな視点から効率的な経営を行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会は、取締役の職務執行の適法性、適正性及び効率性を確保するため、社外取締役が全てに出席する中、17回開催いたしました。また、常務会は24回、経営戦略会議は23回開催いたしました。

③損失の危険の管理

- イ) グループリスク管理規定に基づき、グループ全体のリスク管理を行います。また、定期的にリスクに関する事項についてリスク管理委員会で報告・審議を行います。
- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行いたします。
- ハ) 与信管理規定、資産及び負債に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格

な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は適宜常務会に報告いたします。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会において、各部署及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めました。

災害、新型インフルエンザの発生に備え、災害対策規定に基づき、安否確認システムを利用した従業員の安否確認訓練を2回、自衛消防訓練を1回実施いたしました。

④監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置くことといたします。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないことといたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会事務局は、監査等委員会の招集事務、議事録作成その他運営に関する事務などの職務を補助しております。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

イ) 当該使用人が職務を兼任する場合、兼任職務内容については監査等委員会の同意を要するものといたします。

ロ) 当該使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものといたします。

ハ) 当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものといたします。

(当該体制の運用状況)

当該使用人は職務を兼任しておりますが、その内容については監査等委員会の同意を得ております。また、当該使用人による監査等委員会の職務補助は適正に行われており、独立性及び指示の実効性が確保されております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査等委員につきましては、当社と利害関係を持たない独立社外取締役を2名以上指定し、監査等委員会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行います。

ロ) 常勤監査等委員は、常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、その内容を監査等委員会に報告しています。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）より説明、報告を求め、業務が適正に執行されていることを監査いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務及び財産等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行います。

ハ) 監査等委員会は、内部監査室、経理部、管理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に報告会を開催し、意見交換する等、監査が実効的に行われる体制を確保するとともに、役員は、監査等委員会の求めに応じて、詳細な報告を行います。また、法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、監査等委員会に対して報告を行います。

ニ) 監査等委員会への情報提供を理由とした使用人等に対する不利益な処遇を行うことを禁止いたします。

ホ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査等委員会の求

めに応じた予算を計上いたします。また、監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は21回開催し、その全てに監査等委員全員が出席し、監査計画に基づき厳正な監査を行いました。また、監査等委員は全ての取締役会に出席し、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は内部監査室、経理部等から定期的な報告を受け、意見交換や情報提供を行うなど監査の実効性、効率性を確保しております。また、会計監査人から監査計画・監査結果などの定期報告を受けたほか、適宜、監査状況を聴取するなど、会計監査人との有効なコミュニケーション（10回）をとり、監査の実効性を高めました。

監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に従い迅速に処理いたしました。

⑦財務報告の信頼性の確保

イ) 財務会計に関する社内規定に基づき、各部門長の自律的かつ厳正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、資産評価の適正性、財務報告の信頼性等を確認するため、定期的に、取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

ロ) 重要と思われる事案につきましては、会計監査人に相談、報告を行い、適正かつ適切な処理を行います。

ハ) 金融商品取引法の定めによる財務報告に係る内部統制について、内部監査室が実施する内部統制監査により、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性の向上を図ります。

ニ) 決算説明会を含むIR活動ならびにウェブサイト等を通じた情報提供により経営の透明性を確保いたします。

ホ) 決算発表ならびに株主総会の早期化を実施するとともに、四半期決算情報の開示を行うなど、迅速・的確な情報開示を行います。

(当該体制の運用状況)

金融商品取引法に基づく内部統制において、リスクの認識及び統制活動が正しく行われていることを書面監査及び実地監査により確認いたしました。

証券アナリスト等を対象とした決算説明会を2回開催するとともに、機関投資家及び一般株主からの問い合わせに対し適宜対応いたしました。

⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書、会計帳簿、税務署その他の行政機関ならびに証券取引所に提出した書類の写し等、職務執行に関する文書（電磁的記録を含みます。）については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理いたします。

(当該体制の運用状況)

上記文書等については、セキュリティが確保された場所で適正に保管いたしました。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

(当該体制の運用状況)

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び八王子・高尾地区特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、各種研修会等に参加し情報の共有・交換を行いました。

会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付行為の中には、株主の皆様が適切に判断するための十分な時間や情報が提供されないものや、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、引き続き、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めるとともに、当社株券等の大量買付行為を行う者に対しては、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、必要に応じて当該大量買付者と交渉を行うほか、株主の皆様検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

②当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

当社は、2013年6月21日開催の第87回定時株主総会で承認を得て、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。導入後においては、本プランの継続の是非について取締役会等で適宜検討を続けてまいりました。その結果、買収防衛策を巡る最近の動向や金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の浸透など法整備の状況及び当社を取り巻く経営環境等を踏まえ、2019年5月21日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議し、これにより2019年6月21日開催の当社第93回定時株主総会終結時以降、買収防衛策を廃止しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	11,372	7,803	△325	18,851
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益		424		424
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
土地再評価差額金の取崩		29		29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	164	△0	164
当 期 末 残 高	11,372	7,967	△325	19,015

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	114	6,660	△358	△246	6,169	852	25,873
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△289
親会社株主に帰属する当期純利益							424
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金の取崩							29
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△59	△29	△569	23	△635	△21	△656
連結会計年度中の変動額合計	△59	△29	△569	23	△635	△21	△492
当 期 末 残 高	54	6,630	△927	△222	5,534	831	25,381

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

ジャノメ台湾(株)、ジャノメタイランド(株)、ジャノメアメリカ(株)、ジャノメカナダ(株)、ジャノメUK(株)、ジャノメヨーロッパ(株)、エルナスイス(株)、ジャノメオーストラリア(株)、ジャノメブラジル(有)、ジャノメラテンアメリカ(有)、ジャノメダイカスト(株)、(株)ジャノメクレディア、(株)ジャノメサービス

非連結子会社の名称等

エルナドイツ(有)、エルナフランス(有)、ジャノメメキシコ(有)、JIE上海(有)、JIE台湾(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

- ⑤のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。
- ⑥退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	1,521百万円
商品及び製品	2,342百万円
建物及び構築物	4,731百万円
土地	13,268百万円
投資有価証券	307百万円
計	22,172百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	9,178百万円
計	9,178百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,897百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,982百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

タイの連結子会社におけるVAT（付加価値税）の税務関連訴訟に関し確定した支払額を特別損失に計上しております。なお、税務当局からの指摘につきましては、見解の相違に起因するものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	19,521千株	－千株	－千株	19,521千株
合計	19,521千株	－千株	－千株	19,521千株
自己株式				
普通株式	189千株	0千株	－千株	189千株
合計	189千株	0千株	－千株	189千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	289百万円	15円	2019年3月31日	2019年6月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	289百万円	15円	2020年3月31日	2020年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
①現金及び預金	6,886百万円	6,886百万円	-百万円
②受取手形及び売掛金	6,650	6,650	-
③投資有価証券			
その他有価証券	362	362	-
④支払手形及び買掛金	(2,084)	(2,084)	-
⑤短期借入金	(10,575)	(10,575)	-
⑥未払法人税等	(243)	(243)	-
⑦デリバティブ取引	1	1	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は取引銀行から提示された価格によっております。

2. 非上場株式及び非連結子会社株式（連結貸借対照表計上額1,089百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
3,616百万円	3,195百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、公示価格を主たる評価基準として算出しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,269円95銭

(2) 1株当たり当期純利益 21円94銭

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計		
当 期 首 残 高	11,372	38	1,870	1,908	△325	12,956
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		28	△318	△289		△289
当 期 純 利 益			778	778		778
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			29	29		29
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	28	489	518	△0	518
当 期 末 残 高	11,372	67	2,360	2,427	△325	13,475

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	104	6,660	6,765	19,721
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△289
当 期 純 利 益				778
自 己 株 式 の 取 得				△0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				29
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△60	△29	△89	△89
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△60	△29	△89	428
当 期 末 残 高	44	6,630	6,675	20,150

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	4,257百万円
構築物	74百万円
土地	13,251百万円
投資有価証券	307百万円
計	17,891百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	8,580百万円
計	8,580百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,088百万円

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。
ジャノメアメリカ株式会社 650百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	2,026百万円
②短期金銭債務	3,111百万円
③長期金銭債務	1百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。

・再評価を行った年月日 2000年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,982百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	8,439百万円
②仕入高	14,752百万円
③営業取引以外の取引高	792百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	189千株	0千株	一千株	189千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	75百万円
退職給付引当金	765百万円
繰越欠損金	142百万円
その他	427百万円
繰延税金資産小計	1,411百万円
評価性引当額	△318百万円
繰延税金資産合計	1,093百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	1,080百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,042円	36銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円	29銭